

10. 環境配慮指針（窯業、ガラス加工業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉	騒音振動	空気圧縮機、ガラス加工機械（研磨機等）
水質汚濁	工程からの排水（特に着色した排水）	悪臭	焼却炉

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	窯業製品の用に供する焼成炉及び溶融炉	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法
	無機化学工業の用に供する反応炉及び直火炉	
	廃棄物焼却炉	
水質汚濁	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 (研磨洗浄施設、廃ガス洗浄施設)	水質汚濁防止法
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
振動	圧縮機	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）